

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
6月23日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路整備課) 三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路建設課) 三

○公告

特別保護地区の指定の縦覧 (自然保護課) 四

家畜商講習会の開催 (ぶちうまやまぐち推進課) 五

国営緊急農地再編整備事業 (南周防地区中山換地区) の換地処分 (農村整備課) 六

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 六

一般競争入札の実施 (物品管理課) 六

○漁調委告示

漁業法第六十七条第一項の規定による指示 八

山口県告示第二百二十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年六月二十三日から同年七月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場
所在地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (N ^m /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七一ヌ	一、八〇〇	令和二、 七、二七	令和二、 七、三二	令和二、 七、三二
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一 第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				断 続 八 時 間 間 隔 一 日 当 た の 使 用 時 間 変 動 な し 季 節 的 変 動 の 概 要

No. 13	No. 12	No. 11	No. 9	No. 8	No. 7	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排水口	排水状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
												通常	最大	
〃	〃	〃	〃	八	八・二	〃	八	〃	八・二	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)	最大	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八・六	大	化学的酸素要求量 (mg/l)	最大	〃
二	三・七	五・一	〃	二	三・八	五・三	〃	〃	三	三・二	通	浮遊物質 (mg/l)	最大	〃
三	五・八	一〇・八	〃	三	六・四	一〇	〃	〃	三・五	四・一	通	油類 (mg/l)	最大	〃
〃	一〇	〃	〃	五	五・六	〃	〃	〃	五	六	通	窒素 (mg/l)	最大	〃
〃	二〇	一〇	一五	一〇	一〇・八	〃	〃	〃	一〇	一一	通	リン (mg/l)	最大	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二	通	窒素 (mg/l)	最大	〃
〇・七	一	〇・七	〇・三	〃	〇・五	〇・三	〇・四	〃	〇・二	〇・四	通	リン (mg/l)	最大	〃
一・五	七・四	一・七	〇・六	〃	一	〇・五	〇・六	〃	〇・四	〇・七	通	リン (mg/l)	最大	〃
〇・〇六	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇八	〃	〃	〃	〇・〇三	〇・〇九	通	リン (mg/l)	最大	〃
〇・一	〇・一四	〇・一三	〃	〇・〇四	〇・一八	〇・〇五	〇・〇四	〃	〇・〇五	〇・一七	通	リン (mg/l)	最大	〃
四、三二〇	六、三三九	二、四〇〇	四八〇	八〇〇	二〇二、三八五	一六、七六〇	三六〇	四〇八、〇〇〇	二五二、二五四	五八四、八三三	通	排水の一日当たりの量 (m ³)	最大	〃
六、〇〇〇	八、八三三	二、八八〇	七二〇	一、二〇〇	二〇七、二三六	二三、九六〇	四八〇	五二八、〇〇〇	三三四、二八三	七二九、四三〇	大	排水の一日当たりの量 (m ³)	最大	〃

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

種別	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		リン (mg/l)		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
二七ノヌ	九	一〇	二	四	五	一〇	一〇	二	一	二	一	二	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第二百二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、県道小野田美東線新橋(仮称)橋りよう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道小野田美東線新橋(仮称)橋りよう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 山陽小野田市大字有帆字三下河原から同市新有帆町までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
P/C二径間連結ポストテンションストラ ブ桁形式橋りよう	五四・八メートル	—五・八メートル (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第九号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和二年六月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)のプレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上

であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 持参し、又は郵便により提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町二丁目一番五〇号
 - 申請書等の提出期限
 - 令和二年七月十四日 午後五時十五分
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年八月十七日までに発送する。
- (五) その他
 - この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一一七一二五)にすること。

山口県告示第二百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、県道岩国玖珂線五号橋(仮称)橋りよう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道岩国玖珂線五号橋(仮称)橋りよう整備工事(上部工)

- (一) 工事場所 岩国市玖珂町字大坪及び字上野口地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
PC五径間連続ポステンションT桁 形式橋りょう	一五三・〇メートル	一・五メートル (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和二年六月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
持参し、又は郵便により提出するものとする。
- (二) 申請書等の提出場所
山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町二丁目一番一号
申請書等の提出期限
令和二年七月十四日 午後五時十五分
- (三) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年八月十七日までに発送する。
- (四) その他
この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―一五四〇）にすること。



(一四五) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 特別保護地区の名称
深坂鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
深坂鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四七ヘクタール）
特別保護地区の存続期間
令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針の案
特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヒヨドリ、メジロ、ホシハジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和二年六月二十三日から同年七月六日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

鴻ノ峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和二年六月二十三日から同年七月六日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林水産事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

牛鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

牛鳥獣保護区の区域(面積 二〇二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

希少鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、カラスバトが繁殖しており、カラスバトにとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和二年六月二十三日から同年七月六日まで

六 縦覧の場所

山口県周南農林水産事務所

(二四六) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

県内に居住する者であつて、家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 令和二年八月四日(火曜日)及び同月五日(水曜日)の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 防府市牟礼三三八 山口県農林総合技術センター本館三階第一教室

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間

家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、その者の居住地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に提出すること。

五 受講願書の提出期限

令和二年七月十四日(火曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三一九三三三三三九五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所(電話〇八三一九三三三三三九五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部にすること。

(一四七) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区中山換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区中山換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和二年六月九日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区中山換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(一四八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字波野字塩坪

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施九一六番地三

株式会社ジューケン

(一四九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和二年十二月十八日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年六月二十三日から同年八月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和二年八月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和二年八月七日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和二年八月七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年七月二十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 365 sets

(3) Delivery period: December 18, 2020

(4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-

933:3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 6, 2020 (If brought in person: 10:00 A.M. August 7, 2020)



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和二年六月二十三日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 濱本 幾男

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いか}錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえつりとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

(二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間

<p>次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域</p> <p>a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)</p> <p>b 北緯三五度〇分四一秒東経一三二度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点)</p> <p>c 北緯三四度五九分一一秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点)</p> <p>d 北緯三五度〇分四一秒東経一三二度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇分三〇秒東経一三二度〇六分一〇秒の点)</p> <p>次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域</p> <p>e 北緯三五度〇分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点)</p> <p>f 北緯三四度五八分三一秒東経一三二度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇八分五〇秒の点)</p> <p>g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点)</p> <p>h 北緯三四度五八分三一秒東経一三二度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇五分一〇秒の点)</p>	<p>令和二年九月十六日から令和三年一月三十一日まで</p>
--	--------------------------------

(三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

- 1 漁業のために行う場合にあっては、まぐろまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
- 2 遊漁案内行為のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁業者
- 3 遊漁のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構

成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

令和二年七月一日から令和三年六月三十日まで

令和二年六月二十三日印刷

発行人所

山口県知事